

会長及び副会長の選任について

武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、会長及び副会長を委員の互選により選任する。

1 会長の選任

会長

2 副会長の選任

副会長

(参考)

武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

（審議会の組織及び運営）

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定により置く審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。